

2022年3月8日

事業主様  
実務ご担当者様

パッケージ企業年金基金  
TEL 06-6946-1551

### 事業主等の押印廃止について

平素より当基金の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2020年12月25日付で『押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令』が公布され、行政宛の提出書類等への押印義務が廃止されました。

これに伴い、2022年4月1日以降の受付分より別紙の事業主等の押印を廃止することと致しますのでご案内申し上げます。適用関係の届出帳票について、押印箇所の印字削除をみずほ信託銀行と検討しておりますが、当面の間、現行通りとなっております。変更がございましたら、また、追ってご案内申し上げますので、ご了承ください。なお、当基金のホームページ (<https://www.package-kikin.jp/>) にも載せております。

また、当基金からの決定通知書やご案内等の一部について押印を廃止とさせていただきます。

以上